

議案第 6 4 号

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
市川市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和 6 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第 6 条中「前条の規定にかかわらず、特別の理由」を「必要」に改める。

第 7 条第 1 号中「会館」を「施設等」に改め、同条第 2 号中「場合において、市長が相当の理由があると認める」を削る。

第 1 7 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 次条第 1 項に規定する施設等利用料金及び第 1 9 条第 1 項に規定する駐車場利用料金を収受すること。

第 1 7 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 飲食の提供、物品の販売その他の会館の利便性の向上に資するサービスの提供を行うこと。

第 1 7 条第 3 項中「及び第 1 4 条に」を「、第 1 4 条及び次条から第 2 3 条までに」に改める。

第 1 9 条を第 2 5 条とし、第 1 8 条を第 2 4 条とし、第 1 7 条の次に次の 6

条を加える。

(施設等利用料金)

第18条 前条第3項の規定により読み替えて適用される第4条第1項の規定による許可を受け、施設等を使用するものは、指定管理者に対し、施設等の使用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。)を納めなければならない。

2 施設等利用料金の額(消費税及び地方消費税の額を除く。)は、別表第1に定める額を上限として市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより算出した額とする。

(駐車場利用料金)

第19条 駐車場を使用するものは、指定管理者に対し、駐車場の使用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。)を納めなければならない。ただし、第5条第2項第1号から第3号までに掲げる自動車その他駐車場利用料金を收受する必要があるものとして指定管理者が特に認める自動車を駐車する場合は、この限りでない。

2 駐車場利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより算出した額とする。

3 駐車場利用料金は、自動車が駐車場から出場する際に、駐車場を使用したものから收受する。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、施設等利用料金及び駐車場利用料金(以下「利用料金」という。)を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の收受等)

第21条 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 指定管理者が利用料金を收受するときは、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

(利用料金の公示等)

第 2 2 条 市長は、第 1 8 条第 2 項及び第 1 9 条第 2 項の規定により利用料金に係る承認をしたときは、当該承認に係る利用料金に関する事項を公示するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認に係る利用料金に関する事項を会館の見やすい場所に掲示しなければならない。

(既納の利用料金)

第 2 3 条 指定管理者は、既納の利用料金を返還することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 第 1 8 条第 1 項に規定する施設等を使用するものが自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。

(2) 第 1 8 条第 1 項に規定する施設等を使用するものが規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

別表第 1 中「第 5 条関係」を「第 5 条、第 1 8 条関係」に、「ホール使用料」を「ホール」に、「ホール以外の施設使用料」を「ホール以外の施設」に、「大ホール附属施設」を「大ホール附属施設」に、「小ホール附属施設」を「小ホール附属施設」に、「附属設備の使用料」を「附属設備」に、「左欄に掲げる附属設備」を「左欄に掲げる附属設備」に改める。

別表第 2 中「第 5 条関係」を「第 5 条、第 1 9 条関係」に、「駐車場使用料」を「駐車場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 2 6 年 4 月 1 日前に改正前の第 5 条第 1 項の規定により同日以後の文化会館の施設及び附属設備の使用に係る使用料を納付したものは、同日にお

いて、改正後の第18条第1項の規定により文化会館の施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「施設等利用料金」という。）を指定管理者に納付したものとみなす。

- 3 平成26年4月1日前に改正前の第6条の規定により市長から同日以後の文化会館の施設及び附属設備の使用に係る使用料の減額又は免除を受けたものは、同日において、改正後の第20条の規定により指定管理者から施設等利用料金の減額又は免除を受けたものとみなす。

（準備行為）

- 4 施設等利用料金に係る承認及び改正後の第19条第2項の規定による駐車場の使用に係る料金に係る承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第18条第2項、第19条第2項及び第22条第1項の規定の例により行うことができる。

## 理 由

文化会館の施設等の有効活用を図るため、当該施設等の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。